

八戸市生活困窮者自立相談支援事業等の業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務

2 業務内容

別紙「八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、事業の実施状況等を勘案した上で、双方合意の上、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで、各年度の予算の範囲内で引き続き委託することを予定している（契約は単年度契約）。

4 委託料

24,096,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※ 但し、予算の確保が前提となるため、次年度以降の委託料を約束するものではない。

※ 委託料の額は、申請者の提案事項である。

5 提案募集事務局

八戸市福祉部福祉事務所生活福祉課

所在地： 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話： 0178-43-2111（内線5065・5066）

F a x： 0178-43-2285

電子メールアドレス： seikatuf@city.hachinohe.aomori.jp

担 当： 津村・久保田

6 応募資格等

応募を行うものは、下記(1) ①から④までの資格を満たすことを要する。なお、グループ申請を行う場合は(2)に留意すること。

(1) 応募資格

- ① 本事業の趣旨を十分理解するとともに、事業に必要なスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- ② 八戸市内に本店、支店又は事業所を有し、申請時点で1年以上事業実績を有する法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。（法人格は必要としないが、個人での応募は不可。）
- ③ 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による
手続を行っているもの

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2
条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくな
った日から 5 年を経過しないもの

カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの

キ 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの

④ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月
25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。

(2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項

① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等を定
め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割
合が最大であることを要する。

② グループ構成員のすべてが上記(1) ①から④までの資格を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

① 単独で応募した法人等はグループ申請の構成員になることはできない。

② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

7 スケジュール

事業者選定等に係るスケジュールについては、次のとおりとする。

時 期	内 容
令和 5 年 10 月 2 日（月）	プロポーザル公募開始
令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 9 時 30 分から	説明会の開催
令和 5 年 10 月 27 日（金）午後 5 時	質問受付締め切り
令和 5 年 11 月 21 日（火）午後 5 時	企画提案書の提出締め切り
令和 6 年 1 月 10 日（水）	プレゼンテーション・選定委員会の開催
令和 6 年 1 月中旬	選定結果の通知
令和 6 年 4 月 1 日（月）	事業開始

※ 日程については、八戸市の都合により変更する場合がある。

8 説明会の開催

事業概要に関する説明会を下記のとおり開催する。（出席は応募の必須要件ではない。）

(1) 開催日時

令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 9 時 30 分（50 分程度の予定）

(2) 開催場所

八戸市庁（別館 7 階会議室 A）

(3) 申込方法

令和 5 年 10 月 17 日（火）の午後 5 時までに、申込書（別記第 1 号様式）により、5 の提案募
集事務局に Fax 又は電子メールで申し込むこと。（原則、1 法人等 3 人まで。）

9 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要なないと判断される質問は受付しない。

(1) 受付期間

令和5年10月27日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問票（別記第2号様式）により Fax 又は電子メールにて5の提案募集事務局に提出し、通信確認を電話にて行うこと。

(3) 回答方法

説明会までに受けた質問は可能な範囲で説明会にて回答する。その後の未回答の質問は、質問者に直接回答した上で、令和5年10月31日（火）午後5時までに八戸市ホームページ上に全ての質問と回答内容を公表する。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、次のとおり企画提案書等を5の提案募集事務局に提出すること。

(1) 提出期間

令和5年10月2日（火）～ 令和5年11月21日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

下記必要書類を持参又は郵送により提出すること。持参の場合、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は配達証明付き書留郵便等とし、提出期限までに必着とする。

(3) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル応募申込書（別記第3号様式） 1部

② 定款、規約又はこれらに準ずる書類 1部

③ 法人等の概要及び財務諸表（令和4年度分）各 1部

④ 役員の氏名・住所等一覧表（別記第4号様式） 1部

⑤ 履歴事項全部証明書 1部（提出日から3か月以内に発行されたもの）

⑥ 納税証明書（直近2事業年度分）

ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3。法人格のない団体については、団体の代表者の所得税）

イ) 県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書

ウ) 市税の滞納がないことの証明書

※ 納税義務がない場合は申立書（別記第5号様式）

※ 法人税等が減免によって0円となっている場合も、当該証明書を提出すること。

⑦ 応募申請に係る申立書（別記第5号様式）

⑧ 誓約書（別記第6号様式）

⑨ 過去3年間分の相談等の事業に係る実績（別記第7号様式）

⑩ 事業収支予算書（別記第8号様式）

⑪ 企画提案書（任意様式）正本1部、副本（すべて写し）6部

※ 作成にあたっては、下記(4)の企画提案書の記載要領の内容を十分に留意すること。

(4) 企画提案書の記載要領

別紙の仕様書に基づき、次の項目を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

なお、企画提案書はA4判・横書きの任意様式とし、必要に応じて絵、図を用い、分かりやすく記載すること。

① 事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢等を踏まえ、受託業務を実施する上での基本的な考え方や方針を記載すること。

② 事業実施体制

事務所の設置及び相談支援員等の配置に関して、以下の事項について提案すること。

ア 相談支援員等の配置計画(人数・内訳、雇用形態、想定している資格・経験・能力等)

イ 相談支援員等への研修内容

ウ 事業の実施計画（事業従事者の具体的な業務分担・組織体制などを含め記載）

③ 事業実施内容（自立相談支援事業）

事業の実施に関して、以下の事項について提案すること。

ア 生活困窮者の把握方法

イ スクリーニング、アセスメント及びプラン策定の方法

ウ プラン策定後の支援の方法

エ 支援調整会議の開催など関係機関との連携方法

④ 事業実施内容（住居確保給付金の相談及び申請の受付等）

事業の実施に関して、以下の事項について提案すること。

ア 生活福祉課（給付担当）との連携方法

イ 支給対象者に対しての就労支援

⑤ 事業実施内容（家計相談支援事業）

事業の実施に関して、以下の事項について提案すること。

ア 支援対象者の家計診断及び課題把握の方法

イ 家計改善計画の作成及び支援の方法

ウ 他機関（貸付機関・債務整理等を実施する機関・公租公課に関する窓口等）とのネットワーク及び連携方法

エ 貸付機関と同一の場合、利益相反を避けるための方法

⑥ その他アピールポイント（任意記入）

上記のほか、事業の目的に資するような独自の工夫、提案等がある場合に記載すること。

⑦ 事業収支予算書（別記第8号様式）

人件費、諸経費等の積算の内訳・根拠が分かるよう、できるだけ詳細に記載すること。

⑧ 参考（直近2か年度の事業実績）

	令和3年度	令和4年度
新規相談受付件数	699件	660件
延べ相談受付件数	3,622件	3,131件
プラン作成件数（再プラン含む。）	160件	112件
住居確保給付金申請件数	61件	43件
家計改善支援事業	0件	4件

(5) 留意事項

- ① 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- ② 1法人等につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- ③ 提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ④ 本企画提案に係る一切の費用については、全て各提案者の負担とする。
- ⑤ 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ア 虚偽の記載があった場合
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要領に示す記載内容に従わない提案
 - オ 本要領6に定める応募資格要件を満たさない者が提出した場合
 - カ 見積金額が4の委託料上限額を超過した場合
- ⑥ 提出書類は返却しない。
- ⑦ 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八戸市情報公開条例」に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- ⑧ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに応募辞退届（別記第9号様式）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも応募辞退届（別記第9号様式）を提出すること。

11 プレゼンテーション

次のとおり提出された企画提案書を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、応募多数の場合は12(4)審査基準に基づき事前に書類選考を行い、5者程度に選抜する場合がある。

(1) 日時・場所

令和6年1月10日（水）に八戸市庁内において開催することを予定しているが、詳細は別途連絡するものとする。

(2) 時間配分

1法人等あたり30分程度とし、そのうち冒頭20分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、選定委員会によるヒアリングを10分程度実施する。

※ 上記時間に法人等の入れ替え時間、準備時間は含まない。

(3) 留意事項

- ① プレゼンテーションに参加できる人数は、1法人等3人までとする。
- ② 説明資料は、事前に提出した資料のみとし（追加資料は認めない）、パソコンやスクリーン

等の持込み機器の使用は不可とする。

12 事業者の選定

以下の方法により、事業者を選定する。

(1) 選定委員会

選定は、八戸市職員により構成される「八戸市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する（非公開）。

(2) 選定方法

選定委員会では、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定められた(4)に示す審査基準に基づき公平な採点を行い、最も評価点の高い法人等を最優秀提案者として選定する。但し、評価点が現行水準（7割）に満たない場合は選定しない場合もある。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選考審査の対象から除外とする。

- ① 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② この要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ その他不正行為があった場合

(4) 審査基準

下表の項目について評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査基準
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 事業の趣旨への理解、事業実施に必要な知識や実績を有しているか。○ 事業の質の維持及び継続性について信頼できるか。その上で、業務を円滑かつ効率的に行うための創意工夫、業務を遂行するための努力が感じられるか。
実施体制	<ul style="list-style-type: none">○ 従事者の質的・量的体制が確保されているか。その上で、相談支援員の配置、資格、資質、適性、役割分担は妥当か、また、責務は明確となっているか。○ 精神保健福祉士及び家計相談支援を的確に行える人材の配置が可能であるか。○ 従事者数、ローテーションなど業務の執行体制、従事者への教育体制は妥当か。○ 令和6年4月の相談支援窓口の開設に向け、準備を実施する体制が考慮されているか。○ 当市において、事業を円滑に実施できるだけの社会的な信用性があるか。○ 当市において、生活困窮者の把握及び支援に役立つネットワークと連携方法を有しているか。○ 情報セキュリティ、個人情報保護への取組みは十分か。

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や関係機関等への周知方法は適切か。 ○ 相談者への適切な受付対応（インテーク）により、迅速かつ的確な助言指導と支援機関等の案内（スクリーニング）が行えるか。また、相談者の状況により必要と判断した場合に、適宜アウトリーチによる対応が可能か。 ○ 相談者自身（世帯）の日常生活における家計観念、精神状態、健康維持能力、就労能力など、十分な生活状況と適性の把握（アセスメント）が行えるか。 ○ 複合的な諸課題を解決に導くための的確な支援計画（プランニング）を、支援対象者との合意により作成することができるか。 ○ 支援の達成状況の確認（モニタリング）、業務の進捗状況管理を適切に行えるか。 ○ 住居確保給付金の相談・申請受付業務を的確に実施していくことができるか。 ○ 家計改善支援事業を高度な専門知識と経験に基づき、的確に実施していくことができるか。また、提案者が貸付機関と同一の場合、貸付のあっせん事業に関し利益相反を避けるための対応が十分なされているか。 ○ 目標設定を設けた場合で達成されなかった場合は、分析・評価・改善を行い、翌年度の計画に反映できる体制を整えているか。
積算内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 費用対効果等の観点から費用の積算は妥当か。

(5) 選定結果

選定結果は、令和6年1月中旬に全提案者に対して文書で通知するとともに、1月下旬に八戸市ホームページで公表する。

13 契 約

(1) 見積徴収の相手先としての選定

選定結果に基づき最優秀提案者を当該業務委託契約に係る随意契約の見積徴収の相手先として選定するとともに、企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的な履行条件など詳細について協議と調整（以下「交渉」という。）を実施するものとする。

なお、交渉の結果、合意に至らない場合は次点順位者を契約候補者として契約締結に向けて交渉を行う。

(2) 契約の締結

契約に向けた交渉の結果、合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。

(3) 契約の変更について

本業務は、公募型プロポーザル方式で契約するものであり、受託者が企画提案の段階において本業務内で想定するリスク（履行期間内における業務費の増加等）を洗い出し、その性質を把握することを求めるため、発注者から変更指示をした場合、又は発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合（自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

(4) 個人情報の保護

事業の実施に際して入手した個人情報その他の情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律及びその他の関係規定を遵守し、適切な管理を行わなければならない。なお、個人情報の保護については、委託期間満了後または解除された場合も適用となる。